

入 札 説 明 資 料

(独立行政法人家畜改良センター所有山羊の配布)

令和8年9月14日

独立行政法人家畜改良センター茨城牧場長野支場

目 次

1	入札説明書	1
2	入札心得書	4
3	誓約書（案）	10
4	仕様書	11
5	入札参加資料作成基準	13
6	評価項目一覧	21
7	評価手順書	22

入 札 説 明 書

独立行政法人家畜改良センター茨城牧場長野支場の一般競争入札に係る入札公告（令和８年
月１４日付け）の詳細については、この入札説明書によるものとする。

1 売払者

独立行政法人家畜改良センター茨城牧場長野支場長 安松 恵一郎

2 担当部局

〒３８５-０００７ 長野県佐久市新子田２０２９-１

独立行政法人家畜改良センター茨城牧場長野支場庶務第２係（担当：林山）

電話 ０２６７-６７-２５０１ ファクシミリ ０２６７-６８-４７４３

Eメール：nlbc_nagano@nlbc.go.jp

3 契約概要等

- （１）件 名：独立行政法人家畜改良センター所有山羊の配布
- （２）内 容：別紙仕様書のとおり
- （３）入札対象山羊：〃
- （４）引 取 期 限：令和８年１１月３０日（月）
引取は１０月２１日（水）以降とする。
- （５）引 取 場 所：独立行政法人家畜改良センター茨城牧場長野支場
（長野県佐久市新子田２０２９-１）
- （６）入 札 方 法：本件は入札対象山羊ごとに入札金額と提案内容の総合評価によって落
札者を決定する総合評価落札方式の入札である。
なお、入札金額は消費税込み（消費税率１０％）とする。

4 競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- （１）独立行政法人家畜改良センター契約事務取扱規程（以下「取扱規程」という。）第８条及
び第９条に規定する次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有しない。
 - ① 取扱規程第８条に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得な
い者（特別な事由のある場合を除く。）
 - ② 取扱規程第９条に規定する以下の各号の一に該当すると認められる者は、その事実があ
った後２年を経過していない場合。また、この者を代理人、支配人その他の使用人として
使用する者も同様である。
 - （ア） 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るため
に連合した者
 - （イ） 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - （ウ） 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - （エ） 前各号の一に該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり、代
理人、支配人その他使用人として使用した者
- （２）独立行政法人家畜改良センター又は農林水産省の契約に係る指名停止の措置要領に基づ
く指名停止を受けている期間でないこと。
- （３）令和７・８・９年度国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は独立行政法人家畜改良セン
ターの競争参加資格のいずれかにおいて「物品の買受け」に係る等級が「Ａ、Ｂ又はＣ」に
格付けされている者、又は当該競争参加資格を有していない者で、入札日時までに競争参加

資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録され、当該等級に格付けされたものであること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国又は独立行政法人家畜改良センターが別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。）。

- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（（3）の再確認を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 本公告に示した入札対象山羊を支場長が指定する期限までに引取ることができる者であること。

5 入札説明書に対する質問

本入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い書面（様式は自由）により期限内必着で提出すること。

- ① 提出期限：入札公告日から令和8年9月30日（水）までとする。
- ② 提出場所：上記2担当部局あてとする。
- ③ その他：書面は持参、郵送、e-mail又はファクシミリによること。

6 質問に対する回答の方法及び日時

令和8年10月2日（金）までにe-mail又はファクシミリにより回答する。

7 入札説明会の開催

開催しない。

8 提案書の提出

別添入札参加資料作成基準により作成すること。

9 提案書の提出期限及び場所

- (1) 提出期限：令和8年10月7日（水） 17時00分
- (2) 提出場所：上記2担当部局あてとする。
- (3) その他：郵便にて提出する場合、提案書と入札書を同時に提出して構わない。ただし、それぞれ別の封筒に入れ封かんし、入札書は「入札書在中」、提案書は「提案書在中」の旨をそれぞれの封筒表面に朱書きすること。（入札心得書第5条参照）

10 入札書受領期限（郵便入札の場合）

- (1) 受領期限：令和8年10月13日（火） 17時00分
- (2) 受領場所：上記2担当部局あてとする。
- (3) 入札書は「入札書在中」の旨を封筒表面に朱書きすること（入札心得書第5条参照）。

11 開札の日時、場所

- (1) 日 時：令和8年10月14日（水） 14時00分
- (2) 場 所：独立行政法人家畜改良センター茨城牧場長野支場会議室

12 入札手続等

- (1) 入札書は持参又は郵送とする。
- (2) 入札執行回数は原則として2回を限度とする。

13 開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。ただし、入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない独立行政法人家畜改良セン

ター茨城牧場長野支場職員を立ち合わせて開札を行う。

1 4 入札の無効

本入札説明書において示した競争参加資格のない者の提出した入札書、別紙入札心得書において示した入札に関する条件に違反した入札書は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

1 5 落札者の決定方法

次の各要件を満たした者のうち、当法人が定める総合評価の方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

- ①提案内容が、技術審査委員による審査の結果、配布者として適当と認められること。
- ②入札書に記載されている入札価格が、取扱規程第30条の規定に基づいて作成された予定価格以上であること。

1 6 入札結果の決定日及びその通知方法

令和8年10月15日（木）に入札結果を決定し、その後文書にて結果の通知を行う。

1 7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除

1 8 その他

- (1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 競争参加者は別紙入札心得書の内容を遵守し、付属書類を熟読のうえ入札すること。
- (3) 交付した資料の返却は要しない。
- (4) 本件に関する照会先は、上記2担当部局とする。
- (5) 提出された書類等は一切返還しない。

家畜改良センター入札心得書

(入札等)

第1条 入札参加者は、入札公告、入札説明書、仕様書、その他添付書類を熟読のうえ、入札件名について入札しなければならない。

2 入札参加者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

3 入札参加者は、入札後、第1項の書類について不明を理由に異議を申し立てることができない。

(入札保証金及び契約保証金)

第2条 入札保証金及び契約保証金は全部免除する。

(入札の方法)

第3条 入札参加者は、別紙参考様式1による入札書を直接に又は郵便で提出しなければならない。

(直接入札)

第4条 直接入札を行う場合は、入札書を封筒に入れ、封かんのうえ、入札者の氏名、入札件名及び開札日時を表記し、公告に示した時刻までに入札箱に投入しなければならない。この場合において、入札書に提案書等を添付することとされた入札又は特定品目と同等のものであることを証明する必要がある入札にあつては、入札書とは別に当該関係書類を独立行政法人家畜改良センター茨城牧場長野支牧場長（以下「支場長」という。）に提出しなければならない。

2 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、別紙参考様式2による委任状を持参させなければならない。

3 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

4 入札参加者は、独立行政法人家畜改良センター契約事務取扱規程（平成13年規程第34号）第9条第1項各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者を入札代理人とすることができない。

(郵便入札)

第5条 郵便入札を行う場合は、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ、封かんのうえ、入札者の氏名、入札件名及び開札日時を表記し、表封筒に入札書在中の旨朱書きし、提案書等を添付することとされた入札又は特定商品と同等のものであることを証明する必要がある入札にあつては、入札書とは別に当該関係書類を、支場長宛の書留で郵送しなければならない。

(条件付の入札)

第6条 一般競争又は指名競争に係る資格審査の申請を行った者は、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の場合にあっては指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が入札日の前日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき、若しくは指名されなかったときは、当該入札書は落札の対象としない。

(公正な入札の確保)

第7条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の取りやめ等)

第8条 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(無効の入札)

第9条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 指名競争入札において、指名通知を受けていない者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (9) 提案書等を添付することとされた入札にあっては、当該提案書等が支場長の審査の結果採用されなかった入札
- (10) 特定商品と同等のものであることを証明する必要がある入札にあっては、同等のものであることを証明できなかった入札
- (11) 入札日時までに到着しない入札
- (12) その他入札の条件に違反した入札

(落札者の決定)

第10条 次の各要件を満たした者のうち、当法人が定める総合評価の方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

- ① 提案内容が、技術審査員による審査の結果、配布者として適当と認められること。

- ② 入札書に記載されている金額が、取扱規程 30 条の規程に基づいて作成された配布予定価格以上であること。

(再度入札)

第 11 条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに又は後日再度の入札を行う。

(同価格の入札者が 2 以上ある場合の落札者の決定)

第 12 条 落札者となるべき同価格の入札をした者が 2 以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者又は出席していない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない独立行政法人家畜改良センター職員にくじを引かせる。

(落札者の契約締結義務)

第 13 条 落札者は支場長から交付された誓約書に記名押印し（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）、落札決定の日から 7 日以内に支場長に提出しなければならない。

ただし、支場長が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。

(契約を締結しない場合の違約金)

第 14 条 落札者は、前条に定める誓約書を提出しない場合は、天災地変その他不可抗力による場合を除き、牧場長に対して違約金として、落札金額の 100 分の 5 に相当する額を支払うものとする。

- 2 前項の違約金は、牧場長が発行する請求書により所定の期日までに支払うものとする。

(入札書等に使用する言語及び通貨)

第 15 条 入札書及びそれに添付する提案書等に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(別紙参考様式1)

入 札 書

令和 年 月 日

独立行政法人
家畜改良センター茨城牧場長野支場長 殿

住 所
社名または商号
代 表 者 氏 名
(代 理 人)

印
印

独立行政法人家畜改良センター所有山羊の配布に係る金額として下記のとおり入札します。

記

山羊の名号	入札金額（消費税込み、円）

- 注1：提出年月日は必ず記入すること。
注2：入札金額は訂正しないこと。
注3：入札金額は消費税（税率10%）込み金額とする。
注4：再度入札を考慮して入札書は余分に用意すること。
注5：（ ）内は、代理人が入札するときに記入すること。

(別紙参考様式2)

委 任 状

令和 年 月 日

独立行政法人

家畜改良センター茨城牧場長野支場長 殿

住 所

社名または商号

代 表 者 氏 名

印

都合により下記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

独立行政法人家畜改良センター所有山羊の配布に係る入札に関する一切の権限

記

代 理 人

役職

氏名

印

注：代理人が使用人等でないときは、住所、職業、氏名及び年齢を記入し、押印すること。

入札書用封筒作成方法(郵便入札の場合)

郵便で入札に参加する場合は、以下の方法で作成した封筒を入札説明書で示した受領期限までに郵送することにより入札を行います。

郵送の方法は、配達証明ができる書留等により行うものとします。

◆入札用封筒(中封筒)の記載方法

※郵送用封筒(表封筒)の中に入れてください。

(表)

氏名又は団体名 住所		入札件名	独立行政法人家畜改良センター 茨城牧場長野支場長 様	入札書在中
		センター所有山羊の配布		

(裏)

封かんすること	印
封印は入札書と同一であること	
	印

◆郵送用封筒(表封筒)の記載方法

(表)

切手	385-0007	長野県佐久市新子田
		2029 ・ 1
独立行政法人家畜改良センター 茨城牧場長野支場 総務課 行		

提案書及び入札書在中

(裏)

封かんすること	印
封印は入札書と同一であること	
住所 氏名又は団体名 (縦書き又は横書き) ※社用封筒の場合、省略可	印

朱書き

※提案書と入札書を同封で郵送する場合は、
「提案書及び入札書在中」と記入し、
必ずそれぞれ別の中封筒に封入してください(中封筒が2枚必要となります。)

誓 約 書 (案)

令和 年 月 日

独立行政法人家畜改良センター茨城牧場長野支場長殿

住 所
氏 名

印

令和 年 月 日付けで通知のあった山羊の配布を受けるに当たっては、下記の事項を厳守することを誓約します。

記

- 1 入札時に示された、入札参加心得書、入札説明書及び提出した提案書への記載事項を順守します。
- 2 貴職が発行する請求書により、納付期限までに指定の振込先に納付します。
- 3 納付期限までに代金を納付しないときは、その翌日から納付の日までの日数に応じ、年14.6%（当該納付期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合で計算した金額を貴職の請求により延滞金として納付します。ただし、納付遅延が、天災地変等やむを得ない理由による場合は免除されるよう願います。
- 4 延滞金の端数金額を計算する場合は、家畜改良センターの規程より算出された額を納付します。
- 5 当該山羊の引き渡しに要する費用は、当方で負担します。
- 6 当該山羊を受領したときには速やかに受領書を提出します。
- 7 当該山羊及びその後代は改良増殖に資するため「日本ザーネン種山羊登録規程」に基づき登録を行います。
- 8 当該山羊は繁殖に供用し後代を必ず取ることとし、引き渡しを受けた日から1年以内に当該山羊を売払い又はと畜はいたしません。ただし、繁殖障害などで当該山羊をやむをえない理由で売払い又はと畜をする場合は、貴職の承認を得た上でそれを行います。
- 9 当該山羊の引き渡しを受けた日から1年以内に当該山羊が死亡または貴職の承認の下で当該山羊を売却し、若しくはと畜したときは、遅滞なく移動報告書を貴職宛提出いたします。
- 10 本配布契約において、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部または一部について解除をされても、不服を申しません。この場合において当方が損害をこうむることがあっても、異議は申し立てません。
 - (1) 貴職の配布計画等の変更により、配布が取りやめ又は延期になったとき
 - (2) 天災その他、当方の責に帰することのできない理由により解約を申し出て、貴職が承認したとき
 - (3) 当方がこの契約に違反し、または正当な理由がなく義務を履行しないと認められるとき
 - (4) この契約の履行にあたり、当方または当方の使用人等に不正の行為があったとき
 - (5) 当方が破産の宣告を受けた場合または、そのおそれがあると認められるとき
 - (6) 当方から契約の解除を申し出たとき
- 11 前項第1号の配布の取りやめ又は延期による場合、又は第2号に掲げる理由により契約を解除された場合は、違約金の納付を免除されるよう承認願います。
- 12 第10項第3号から第6号までの理由により契約を解除された場合は、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を貴職の請求により納付いたします。
- 13 当該山羊の配布にかかる輸送中の事故については、貴職に対し損害賠償の請求は行いません。
- 14 当該山羊の引き取り後において、瑕疵があることを発見した場合においても、契約金額の減免若しくは損害賠償の請求、又は契約の解除を行いません。ただし、瑕疵の内容が重大と認められる場合は、貴職と協議の上、契約の解除を申し立てます。
- 15 当該山羊について、衛生検査証明書に記載する疾患及び衛生検査証明書に記載する疾患以外の疾患等が、本契約による引き渡し時以降に発生または発見された場合においても、契約不適合責任その他名目の如何を問わず、損害賠償の請求をしません。

仕 様 書

1 件名

独立行政法人家畜改良センター所有山羊の配布

2 事業方針

独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」という。）で行う業務は、消費者、流通業者及び生産者におけるニーズを踏まえつつ、農政の基本方針である「食料・農業・農村基本計画」並びに同計画に即した具体的な政策方針である「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」及び「家畜改良増殖目標」の達成に資するとともに、国民に対する安全で信頼される畜産物の安定供給や国内畜産の振興に貢献するものとしています。

このため、センターは、家畜の改良及び増殖並びに飼養管理の改善、飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び配布等を行うことにより、優良な家畜の普及及び飼料作物の優良な種苗の供給の確保を図るものとしており、種雄雌山羊を配布することとします。

3 入札対象山羊（日本ザーネン種）

（１）入札の対象山羊は以下のとおりです。

番号	ネック	名号	性別	生年月日	登録番号	母	母 名号	母泌乳成績	父	父 名号	角	肉ぜん
1	赤 1	26NS001	雌	R8.3.1	登録中	緑54	25NS006	609.8	白511	24NS516	有角	欠
2	赤 2	26NS002	雌	R8.3.2	登録中	緑41	24NS008	563.0	白58	22NS506	有角	欠
3	赤 3	26NS003	雌	R8.3.2	登録中	緑41	24NS008	563.0	白58	22NS506	有角	欠
4	赤 4	26NS004	雌	R8.3.2	登録中	緑41	24NS008	563.0	白58	22NS506	有角	欠
5	赤 5	26NS005	雌	R8.3.2	登録中	緑60	25NS026	633.0	白511	24NS516	有角	欠
6	赤 6	26NS006	雌	R8.3.3	登録中	緑39	24NS003	832.8	白58	22NS506	有角	欠
7	赤 8	26NS008	雌	R8.3.4	登録中	緑21	21NS023* (6)	879.6	白510	23NS535	有角	欠
8	赤 10	26NS010	雌	R8.3.8	登録中	緑18	21NS011* (6)	711.5	白510	23NS535	有角	欠
9	赤 11	26NS011	雌	R8.3.11	登録中	緑52	24NS031	477.9	白59	22NS519	有角	欠
10	赤 12	26NS012	雌	R8.3.11	登録中	緑34	23NS029	602.8	白62	23NS501	有角	欠
11	赤 14	26NS014	雌	R8.3.14	登録中	緑25	22NS006* (6)	932.5	白510	23NS535	無角	欠
12	赤 15	26NS015	雌	R8.3.15	登録中	緑43	24NS012	907.9	白61	22NS530	有角	欠
13	赤 18	26NS018	雌	R8.3.17	登録中	緑31	23NS014* (6)	727.7	白62	23NS501	有角	欠
14	赤 19	26NS019	雌	R8.3.17	登録中	緑31	23NS014* (6)	727.7	白62	23NS501	有角	欠
15	赤 20	26NS020	雌	R8.3.17	登録中	緑31	23NS014* (6)	727.7	白62	23NS501	有角	欠
16	赤 22	26NS021	雌	R8.3.19	登録中	緑45	24NS017	650.9	白62	23NS501	有角	欠
17	赤 23	26NS022	雌	R8.3.19	登録中	緑14	20NS016* (6)	721.6	白510	23NS535	有角	欠
18	赤 25	26NS024	雌	R8.3.23	登録中	緑10	20NS008* (8)	817.0	白62	23NS501	有角	欠
19	赤 26	26NS025	雌	R8.3.25	登録中	緑61	25NS029	650.9	白58	22NS506	有角	欠
20	赤 27	26NS026	雌	R8.3.25	登録中	緑61	25NS029	650.9	白58	22NS506	有角	欠
21	赤 30	26NS029	雌	R8.4.4	登録中	緑53	25NS003	879.6	白61	22NS530	有角	欠
22	赤 31	26NS030	雌	R8.4.4	登録中	緑53	25NS003	879.6	白61	22NS530	有角	欠
23	赤 32	26NS031	雌	R8.4.4	登録中	緑58	25NS023	922.9	白511	24NS516	有角	欠
24	赤 34	26NS033	雌	R8.4.14	登録中	緑46	24NS021	752.4	白510	23NS535	有角	欠
25	赤 36	26NS035	雌	R8.4.30	登録中	緑49	24NS025	633.0	白61	22NS530	有角	欠
26	赤 37	26NS036	雌	R8.4.30	登録中	緑49	24NS025	633.0	白61	22NS530	有角	欠
27	青 1	26NS501	雄	R8.3.1	登録中	緑 5 4	25NS006	609.8	白511	24NS516	有角	欠
28	青 2	26NS502	雄	R8.3.1	登録中	緑 5 1	24NS030	609.8	白61	22NS530	有角	欠

番号	ネック	名号	性別	生年月日	登録番号	母	母 名号	母泌乳成績	父	父 名号	角	肉ぜん
29	青 3	26NS503	雄	R8.3.2	登録中	緑 6 0	25NS026	633.0	白511	24NS516	有角	欠
30	青 4	26NS504	雄	R8.3.3	登録中	緑 5 6	25NS017	856.7	白510	23NS535	有角	欠
31	青 5	26NS505	雄	R8.3.3	登録中	緑 5 6	25NS017	856.7	白510	23NS535	有角	欠
32	青 6	26NS506	雄	R8.3.4	登録中	緑 2 1	21NS023*(6)	879.6	白510	23NS535	有角	欠
33	青 7	26NS507	雄	R8.3.4	登録中	緑 5 9	25NS024	721.6	白510	23NS535	有角	欠
34	青 8	26NS508	雄	R8.3.7	登録中	緑 9	20NS004*(6)	656.7	白61	22NS530	有角	欠
35	青 9	26NS509	雄	R8.3.8	登録中	緑 1 8	21NS011*(6)	711.5	白510	23NS535	有角	欠
36	青 1 1	26NS511	雄	R8.3.11	登録中	緑 5 2	24NS031	477.9	白59	22NS519	有角	欠
37	青 1 3	26NS513	雄	R8.3.15	登録中	緑 4 3	24NS012	907.9	白61	22NS530	有角	欠
38	青 1 4	26NS514	雄	R8.3.15	登録中	緑 4 3	24NS012	907.9	白61	22NS530	有角	欠
39	青 1 7	26NS517	雄	R8.3.15	登録中	緑 1 2	20NS013*(8)	829.2	白59	22NS519	有角	欠
40	青 1 8	26NS518	雄	R8.3.16	登録中	緑 2 9	23NS003*(8)	865.7	白61	22NS530	有角	両
41	青 1 9	26NS519	雄	R8.3.16	登録中	緑 2 9	23NS003*(8)	865.7	白61	22NS530	有角	欠
42	青 2 1	26NS521	雄	R8.3.19	登録中	緑 1 4	20NS016*(6)	721.6	白510	23NS535	有角	欠
43	青 2 3	26NS522	雄	R8.3.21	登録中	緑 5 0	24NS029	842.3	白511	24NS516	有角	欠
44	青 2 4	26NS523	雄	R8.3.21	登録中	緑 5 0	24NS029	842.3	白511	24NS516	有角	欠
45	青 2 5	26NS524	雄	R8.3.21	登録中	緑 5 0	24NS029	842.3	白511	24NS516	有角	欠
46	青 2 7	26NS526	雄	R8.3.25	登録中	緑 4 4	24NS016	643.4	白60	22NS525	有角	欠
47	青 2 9	26NS528	雄	R8.3.27	登録中	緑 4 0	24NS006	582.9	白58	22NS506	有角	欠
48	青 3 0	26NS529	雄	R8.4.4	登録中	緑 5 8	25NS023	922.9	白511	24NS516	有角	欠
49	青 3 1	26NS530	雄	R8.4.6	登録中	緑 5 7	25NS020	727.7	白511	24NS516	有角	欠
50	青 3 2	26NS531	雄	R8.4.6	登録中	緑 5 7	25NS020	727.7	白511	24NS516	有角	欠
51	青 3 6	26NS534	雄	R8.4.10	登録中	緑 4 8	24NS024	524.2	白61	22NS530	有角	欠
52	青 3 7	26NS535	雄	R8.4.10	登録中	緑 4 8	24NS024	524.2	白61	22NS530	有角	欠
53	青 3 8	26NS536	雄	R8.4.14	登録中	緑 4 6	24NS021	752.4	白510	23NS535	有角	欠

別添「配布山羊カタログ」にて写真付きで詳細データ掲載しております。

注 1) 母泌乳成績は3産次、240日間の泌乳成績を用いました。3産次の泌乳成績のないものは2産次の成績×1、1を泌乳成績とし、2産次の泌乳成績のないものは1産次の成績×1、44を用いました。母の泌乳成績が出ていないものは祖母の成績を用いています。

注 2) 生まれの遅い個体には、体重の軽い個体があります。

4 入札対象山羊の繋養場所

家畜改良センター茨城牧場長野支場

住所：長野県佐久市新子田2029-1

5 入札参加の条件

入札参加希望者は別添「入札参加資料作成基準」により提案書を作成し、期日までに提出してください。

提案書の審査では、内容について入札参加希望者へ問い合わせを行うことがあります。

独立行政法人家畜改良センター所有山羊の配布

入札参加資料作成基準

令和8年9月14日

独立行政法人家畜改良センター

茨城牧場長野支場

本書は独立行政法人家畜改良センター契約事務取扱規程第18条の2に基づき、独立行政法人家畜改良センター所有山羊の配布に係る入札参加資料作成基準を取りまとめたものである。

第1 入札者に提示する資料及び入札者が提出すべき資料

独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」という。）は入札者に下表1に示す資料を提示する。入札参加希望者はそれを受け、下表2に示す資料を作成し、センターに提出する。

[表1 センターが入札者に提示する資料]

資料名称	資料内容
① 入札説明書	入札公告の詳細
② 入札心得書	入札に関する注意事項
③ 仕様書	事業方針及び入札対象山羊の仕様等
④ 入札参加資料作成基準（本書）	入札参加資料（提案書）の作成基準及び様式
⑤ 評価項目一覧	提案要求事項、評価区分及び点数配分
⑥ 評価手順書	総合評価落札方式の評価手順

[表2 入札参加希望者がセンターに提出する資料]

資料名称	資料内容
提案書	提案書様式（別紙1）に沿って作成されたもの ※提案書の内容を補足する資料がある場合は、添付することができる。

第 2 提案書の構成及び作成要領

2.1 提案書の構成

提案要求事項の項目は、下表 3 のとおり。

なお、提案要求事項の詳細は、「評価項目一覧」を参照すること。

[表 3 提案書構成]

大 項 目	小 項 目
I 業務の実施方針	1. 業務の目的 2. 業務の基本方針
II 山羊の活用計画	1. 山羊の利用に対する姿勢
III 所有する山羊（日本ザーネン種）の登録及び販売実績等	1. 日本ザーネン種の登録実績 2. 日本ザーネン種の販売体制 3. 日本ザーネン種の生産体制 4. 産子山羊の登録
IV 山羊の改良	1. 体型の改良 2. 泌乳能力の改良

2.2 作成要領

- ① 提案書は別紙様式 1「提案書」を使用して作成すること。
- ② 提案書は A 4 判で印刷し、1 部を提出すること。
- ③ 提案書は表 3 の項目内容に従い、提案要求事項を十分に理解した上で作成すること。
- ④ 資料の添付が必要な場合（Ⅲ 1. 日本ザーネン種の登録実績で「はい」を選択した場合は、添付資料として提出すること。また、提案書の内容を補足説明するための資料を提出することができる（その際、提案書と添付資料の対応関係を明示すること。）。)
- ⑤ センターから連絡が取れるよう、提案書には担当者及び連絡先（電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレス等）を明記すること。
- ⑥ 上記作成要領に従った提案書でない場合は、提案書の審査を行わない。
また、補足資料の提出や補足説明等を求める場合がある。これに応じない場合も審査を行わない。

(別紙様式 1)

独立行政法人家畜改良センター所有山羊の配布

提 案 書

(令和 年 月 日)

住 所

社名または商号

代表者氏名

印

・担当者

・連絡先：TEL

：FAX

：e-mail

I 業務の実施方針【必須項目】

1. 業務の目的

家畜改良センター（以下「センター」という。）の示す下記仕様書の事業方針に沿って業務を実施しますか。次のいずれかを選択して下さい。

記

独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」という。）で行う業務は、消費者、流通業者及び生産者におけるニーズを踏まえつつ、農政の基本方針である「食料・農業・農村基本計画」並びに同計画に即した具体的な政策方針である「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」及び「家畜改良増殖目標」の達成に資するとともに、国民に対する安全で信頼される畜産物の安定供給や国内畜産の振興に貢献するものとしています。

このため、センターは、家畜の改良及び増殖並びに飼養管理の改善、飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び配布等を行うことにより、優良な家畜の普及及び飼料作物の優良な種苗の供給の確保を図るものとしており、種雄雌山羊を配布することとします。

はい ・ いいえ

2. 業務の基本方針

（１）我が国の純粋種山羊の改良増殖に資するため、配布された山羊を日本ザーネン種の繁殖に利用しますか。次のいずれかを選択して下さい。

はい ・ いいえ

（２）センターからの指示に迅速かつ柔軟に対応しますか。次のいずれかを選択して下さい。なお、センターからの指示とは、次のようなことが想定されます。

- ・センターが配布に関する実施調査を行う場合に協力すること。

はい ・ いいえ

II 山羊の活用計画【加点項目】

1. 山羊の利用に対する姿勢

配布山羊を自農場における群（日本ザーネン種）の更新のために利用しますか。次のいずれかを選択して下さい。

はい ・ いいえ

Ⅲ 所有する山羊（日本ザーネン種）の登録及び販売実績等【加点項目】

1. 日本ザーネン種の登録実績

公益社団法人畜産技術協会が実施する日本ザーネン種の登録（基礎登録、産子登録及び本登録をいう。以下同じ。）を受けていますか（新規参入の場合にあっては、登録を行う計画がありますか。）。次のいずれかを選択して下さい。

はい ・ いいえ

「はい」の場合は、以下に実績又は計画を記載して下さい。

過去3年間の登録実績

登録年	登録頭数 (基礎登録)	登録頭数 (産子登録)	登録頭数 (本登録)
令和7年			
令和6年			
令和5年			

※直近の各登録証明書の写しを1部以上添付して下さい。

「新規参入」の場合の登録計画 令和 年 月頃から

2. 日本ザーネン種の販売体制

登録を受けた山羊を求めに応じて販売していますか（新規参入の場合にあっては、販売する計画がありますか。）。次のいずれかを選択して下さい。

はい ・ いいえ

「はい」の場合は、以下に実績又は計画を記載して下さい。

過去3年間の販売実績

販売年	販売頭数	販売先（地域）
令和7年		
令和6年		
令和5年		

「新規参入」の場合の販売計画 令和 年 月頃から

3. 日本ザーネン種の生産体制

登録を受けた山羊を利用し、自農場において又は外部からの依頼に応じて交配を行っていますか（新規参入の場合にあつては、交配を行う計画がありますか。）。次のいずれかを選択して下さい。

はい ・ いいえ

「はい」の場合は、以下に実績又は計画を記載して下さい。

過去3年間の交配実績（登録を受けた山羊同士の交配に限る。）

交配年	交配頭数 (自農場)	交配頭数 (外部)
令和7年		
令和6年		
令和5年		

「新規参入」の場合の交配計画 令和 年 月頃から

4. 産子山羊の登録

配布された山羊の後代の登録を受ける計画がありますか。次のいずれかを選択して下さい。

はい ・ いいえ

「はい」の場合の登録計画 令和 年 月頃から

IV 山羊の改良【加点項目】

1. 体型の改良

共進会等へ出品していますか。又は、本登録を受けた山羊を所有していますか。次のいずれかを選択して下さい。

はい ・ いいえ

共進会等への出品により「はい」を選択した場合は、以下に実績を記載して下さい
(本登録の実績はⅢの１．に記載して下さい。)。

過去３年間の共進会等への出品実績

出品年	出品頭数	出品先
令和７年		
令和６年		
令和５年		

２．泌乳能力の改良

泌乳能力を測定・記録し、個体毎の泌乳能力の把握に努めていますか。次のいずれかを選択して下さい。

はい ・ いいえ

評価項目一覧

区分		提案要求事項	評価区分	点数配分		
大項目	小項目			基礎点	加 点	合 計
I 業務の実施方針						
1. 業務の目的	家畜改良センター(以下「センター」という。)の示す仕様書の事業方針に沿って業務を実施すること。		必須項目			
	我が国の純粋種山羊の改良増殖に資するため、配布された山羊を日本ザーネン種の繁殖に利用すること。		必須項目	20	20	
	センターからの指示に迅速かつ柔軟に対応すること。		必須項目			
II 山羊の活用計画						
1. 山羊の利用に対する姿勢		配布山羊を自農場における群(日本ザーネン種)の更新のために利用するか。	加 点項目	10	10	
III 所有する山羊(日本ザーネン種)の登録及び販売実績等						
1. 日本ザーネン種の登録実績		公益社団法人畜産技術協会が実施する日本ザーネン種の登録を受けているか(新規参入の場合にあっては、登録を行う計画があるか。)	加 点項目	20		
2. 日本ザーネン種の販売体制		登録を受けた山羊を求めに応じて販売しているか(新規参入の場合にあっては、販売する計画があるか。)	加 点項目	10		
3. 日本ザーネン種の生産体制		登録を受けた山羊を利用し、自農場において又は外部からの依頼に応じて交配を行っているか(新規参入の場合にあっては、交配を行う計画があるか。)	加 点項目	10	50	
4. 産子山羊の登録		配布された山羊の後代の登録を受ける計画があるか。	加 点項目	10		
IV 山羊の改良						
1. 体型の改良		共進会等へ出品しているか。又は、本登録を受けた山羊を所有しているか。	加 点項目	10	20	
2. 泌乳能力の改良		泌乳能力を測定・記録し、個体毎に泌乳能力の把握に努めているか。	加 点項目	10		

※項目 I「業務の実施方針」については、そのすべてを満たした提案には基礎点20点を与え、その一つでも満たしていない提案は不合格とする。

独立行政法人家畜改良センター所有山羊の配布

評価手順書

令和8年9月14日

独立行政法人家畜改良センター

茨城牧場長野支場

本書は独立行政法人家畜改良センター契約事務取扱規程第18条の2第3項に基づき、独立行政法人家畜改良センター所有山羊の配布に係る評価手順を取りまとめたものである。

第1 落札方式及び点数配分

1.1 落札方式

下記の要件をともに満たしている者のうち、「1.2 総合評価点の計算」によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

- ・入札金額が予定価格以上であること。
- ・別添「評価項目一覧」の評価区分で必須項目とされた項目すべてを満たしていること。

1.2 総合評価点の計算

$\text{総合評価点} = \text{技術点} + \text{価格点}$
--

技術点＝基礎点＋加点

価格点＝当該入札者の入札金額／最高入札金額 × 100

技術点の配分を100点、価格点の配分を100点とする。

技術点	100点
価格点	100点

第2 評価の手続き

2.1 提案書の確認

技術審査委員会事務局は下記について、提出された提案書の確認を行う。

- ・「入札参加資料作成基準」の作成要領に従い作成されていること。

2.2 技術審査

技術審査委員会において技術審査委員は、「2.1 提案書の確認」により確認した提案書に対し、「第3 技術審査における評価方法」に基づき採点を行う。

2.3 総合評価点の算出

下記を合計し、総合評価点を算出する。

- ・「2.2 技術審査」により算出した技術点
- ・「1.2 総合評価点の計算」に記した式より算出した価格点

第 3 技術審査における評価方法

3.1 技術点の点数配分

技術点は基礎点と加点の二種類に分かれており、提案要求事項毎に得点を決定する（基礎点及び加点の点数配分は、別添「評価項目一覧」を参照）。

3.2 基礎点評価

基礎点評価は別添「評価項目一覧」で必須項目とされた項目について行い、そのすべてを満たした提案には基礎点 20 点を与え、一つでも要件を満たしていない場合は不合格とする。

3.3 加点評価

加点評価は別添「評価項目一覧」で加点項目とされた項目について行い、要件を満たしている場合には配分された点数が与えられる。